

令和6年度 事業計画並びに予算

令和5年度の決算見込

一般勘定（一般保険料率：9.9%、調整保険料率：0.130%）

収 入		支 出	
種 別	金 額	種 別	金 額
	千円		千円
一 般 保 険 料	15,132,438	事 務 費	339,022
調 整 保 険 料	199,427	保 險 給 付 費	8,328,698
準 備 金 繰 入	0	納 付 金	5,806,364
財 政 調 整 事 業 交 付 金	174,049	保 健 事 業 費	721,237
雑 収 入	138,093	財 政 調 整 事 業 拠 出 金	199,427
そ の 他	45,200	そ の 他	26,497
合 計 ①	15,689,207	合 計 ③	15,421,245
経 常 収 入（再 掲）②	15,306,266	経 常 支 出（再 掲）④	15,218,788
		収 支 差 引（①－③）	267,962
		経 常 収 支 差 引（②－④）	87,478

介護勘定（介護保険料率：1.692%）

収 入：介護保険料他1,625,438千円 支 出：介護納付金他1,572,767千円 収支差引：52,671千円

令和6年度の事業計画

★保険者機能強化対策とは

令和2年7月、当組合の基本理念である「**加入者が将来に向けて健康で安定した生活を送れるよう、健康づくり・疾病予防を中心とした質の高い保健事業**を積極的に展開し、**加入していることを誇れる健保組合**を目指す。」を実現するため、当組合の存在意義を全ての事業主並びに加入者に理解していただくとともに、健保組合としての「**保険者機能**」の強化を通じて、**加入者の健康度を高めると同時に保険給付費の適正給付**を目指し、以って**事業主並びに加入者の利益の実現を図る**ための中期的行動目標として本対策を設定する。

○保険者機能の具体的内容を以下の3つに区分し、対策を講じる

(1) 事務的保険者機能

健康保険法に規定されている健保組合の本来的事業

(2) 戦略的保険者機能

本来の事業に付加することで、より事業主並びに加入者の利益につなげる

医療費適正化事業、保健事業、ICT化への対応

(3) 経営基盤の安定化

保険者機能を発揮するための基盤となる安定した財務、組織力の強化

令和6年度の事業計画

(1) 適用事業

健康保険法に基づく適正な適用業務処理と保険料徴収

ア. 標準報酬の適正把握

イ. 被扶養者の適正認定

★ウ. 電子異動届対応の拡大

エ. マイナンバーカードと保険証の一体化

(2) 給付事業

健康保険法に基づく適正な保険給付

★ア. 資格喪失後の診療防止

★イ. 現金給付の適正化

ウ. 医療費適正化対策

(ア) 再審査業務

レセプトの点検・審査、再審査依頼

令和6年度の事業計画

(2) 給付事業

ウ. 医療費適正化対策

★(イ) 事故照会

外傷性疾患等の負傷原因などの確認

労働災害や第三者傷害時における求償

★(ウ) ジェリック医薬品の推進

ホームページや広報誌による利用促進

ジェネリック医薬品差額通知(6ヵ月に1度)

(エ) 医療費通知

「医療費のお知らせ」を健康増進支援サービス「PepUp」で提供(毎月)

マイナポータルでの医療費情報等の活用推進

★(オ) 適正受診奨励

重複・頻回受診者、重複投薬者に対する指導

(3) 保健事業

- ・ 加入者の健康保持増進、健康寿命の延伸を図る
- ・ 将来的な生活習慣病の医療費を抑制するための予防と健康づくりに対する支援
- ・ 事業所とのコラボヘルスによる職場の健康づくり支援を中心とした保健事業を展開する
- ・ 「第3期データヘルス計画」(令和6年度よりスタート)に基づく健保組合共通の評価指標による取り組み効果の可視化を図る
- ・ 「保険者機能の総合評価の指標・配点(インセンティブ)」を重点的に取り組み後期高齢者支援金のインセンティブ獲得(減算)を目指す
 - ① 特定健康診査・特定保健指導
 - ② 要医療者への受診勧奨、糖尿病等の重症化予防
 - ③ 予防健康づくりの体制整備
 - ④ ジェネリック医薬品の使用促進、加入者の適正服薬を促す取り組み
 - ⑤ がん検診・歯科健診等
 - ⑥ 加入者に向けた健康づくりへの働きかけ

令和6年度の事業計画

(3) 保健事業

★ア. 特定健康診査事業（対象：40歳以上の加入者）

被扶養者の健診受診率向上のため、**事業所との連携強化**やインセンティブの付与、タイプ別受診勧奨

★イ. 特定保健指導事業（対象：特定健康診査受診者）

特定保健指導実施率向上にかかる、人間ドック後即日実施の働きかけ、インセンティブの付与、実施機関の充実

ウ. 保健指導宣伝事業

★（ア）広報

広報誌「北農けんぽだより」の年3回発行とホームページ

ICTを活用した健康情報提供（健康増進支援サービス「**PepUp**」）

ヘルスリテラシーの向上

（イ）研修会の開催（**オンラインセミナー**）

階層別研修会、女性の健康課題に関するセミナー、メンタルヘルス研修会、役職員退職準備セミナー

令和6年度の事業計画

(3) 保健事業

ウ. 保健指導宣伝事業

★(ウ) 健康管理推進事業の実施

A. 事業所健康管理推進

経営者層との意見交換の場の設定し、「健康経営」の普及
「健康経営優良法人」の認定取得に向けた支援

B. 健康優良事業所表彰制度

健康経営の取り組みの効果の向上
優良事例の水平展開と「健康経営」の普及

(エ) 「健康チェック」の実施

生活習慣の問題点を明確にし、自発的な生活習慣の改善を図る
被保険者を対象にメンタルヘルス対策の一環として、セルフケアに関する情報提供を行う
オンライン回答の実施に向けた環境整備を行う

(オ) 健康支援活動の実施

生活習慣病の重症化予防及び発症予防を重点に、当組合保健師による保健指導、健康教育、健康相談の実施

令和6年度の事業計画

(3) 保健事業

エ. 疾病予防事業

(ア) 成人健康対策

人間ドックや各種がん検診への補助（補助対象種目・補助対象者は令和5年度と同じ）

(イ) 歯科対策

歯科健診の実施と歯磨き指導、歯科受診勧奨、歯科口腔衛生品に対し一部補助した価格での有料幹旋を年1回（秋）行う

(ウ) かぜ対策

かぜ対策薬に一定額を補助した価格での有償幹旋を年1回（秋）行う

(エ) 母子保健対策

育児誌「赤ちゃんと!」を0歳児を扶養する被保険者に配付

「ラシタス」を1歳児を扶養する被保険者に配付

令和6年度の事業計画

(3) 保健事業

エ. 疾病予防事業

(オ) 肥満対策

18～58歳の偶数歳で肥満傾向にある加入者へ3・3ダイエットプログラム

30歳代で特定保健指導の基準に該当する方にはプレ特定保健指導を実施

適正体重維持者に対し健康増進支援サービス「PepUp」にてインセンティブを付与

(カ) 禁煙対策

当組合保健師による禁煙チャレンジプログラムの実施

ICTを活用したオンライン禁煙プログラムの実施

(キ) 重症化予防

事業主と連携した要精密検査、要医療者に対する受診勧奨の実施

オ. 体育奨励事業

(ア) 事業所体育奨励

ウォーキングラリーの実施

(イ) 事業所体力づくり

体力測定や集団運動指導の実施

令和6年度の事業計画

(3) 保健事業

★カ. 会館事業

利用者ニーズに応える設備の充実

テナントによる長期利用推進による安定的な収入の確保

(4) その他

ア. 事務の合理化、ICT活用によるサービスの向上

個人情報 の適正管理・セキュリティ対策強化・職員教育の徹底

イ. コスト意識の高揚と事務の効率化による経費節減

★ウ. 健康経営による職員の健康増進、専門知識の習得・資質の向上

★エ. 適正配置による業務効率化

★オ. 職員に対し、健康経営EXアドバイザーの資格取得を支援

★カ. 会館施設のあり方や資産の有効活用について中長期計画を策定

令和6年度予算策定の基本

一般勘定

(1) 年間平均被保険者数 29,024人

令和5年度平均被保険者数29,142人（見込）を基礎に過去の動向と事業所における雇用状況や令和6年10月から施行となる短時間労働者の適用拡大（50人超の事業所）の影響を考慮し推計

(2) 標準報酬等

ア. 年間平均標準報酬月額 346,847円（保険料免除者除く）

イ. 平均標準賞与額 1,193,991円（保険料免除者、任意継続被保険者除く）平均標準報酬月額の3.42ヵ月

(3) 保険料率

ア. 一般保険料率を千分の99.00とする（前年度同率）

イ. 調整保険料率は外枠とし、千分の1.23とする。（令和6年3月より）

（前年度千分の1.3から千分の0.07引き下げ）

令和6年度予算策定の基本

介護勘定

(1) 保険料徴収対象者数 16,074人

第2号被保険者たる被保険者(40～64歳の被保険者)並びに、特定被保険者(本人が対象年齢以外であって40～64歳の被扶養者を有する被保険者)を含め推計

(2) 標準報酬

ア. 平均標準報酬月額 389,821円(保険料免除者除く)

イ. 平均標準賞与額 1,324,971円(保険料免除者、任意継続被保険者除く)

平均標準報酬月額の3.38ヵ月

(3) 介護保険料率

料率を千分の16.92とする(前年度同率)

令和6年度の予算

一般勘定（一般保険料率：9.9%、調整保険料率：0.123%）

収 入		支 出	
種 別	金 額	種 別	金 額
	千円		千円
一 般 保 険 料	15,160,839	事 務 費	367,652
調 整 保 険 料	188,363	保 険 給 付 費	8,555,818
準 備 金 繰 入	289,023	納 付 金	5,721,099
出 産 育 児 交 付 金	9,462	保 健 事 業 費	765,726
財 政 調 整 事 業 交 付 金	175,142	財 政 調 整 事 業 拠 出 金	188,363
雑 収 入	138,495	そ の 他	49,119
そ の 他	28,686	予 備 費	342,233
合 計 ①	15,990,010	合 計 ③	15,990,010
経 常 収 入（再 掲）②	15,337,169	経 常 支 出（再 掲）④	15,444,232
		収 支 差 引（①－③）	0
		経 常 収 支 差 引（②－④）	△ 107,063

介護勘定（介護保険料率：1.692%）

収 入：介護保険料他1,624,184千円 支 出：介護納付金1,575,276千円、その他48,908千円

互助会事業計画並びに収入・支出予算

1. 予算策定の基本

(1) 掛金

会員の標準報酬月額の0.2% (事業主負担)

※賞与からの徴収無し

※任意継続被保険者は会員負担

2. 事業計画

(1) 付加給付事業

ア. 互助会一部負担還元金

イ. 互助会埋葬付加金

ウ. 互助会家族埋葬付加金

エ. 互助会家族療養付加金

オ. 互助会合算高額療養付加金

カ. 互助会訪問看護療養付加金

キ. 互助会家族訪問看護療養付加金

(2) 6年度予算

収 入: 掛金 237,249千円、繰越金他131,037千円 支 出: 付加給付費他 368,286千円

< 単年度収支 **△25,048千円** >

適用事務

1. 保険料率について

▶ 令和6年3月分保険料(4月控除分)から調整保険料率の変更

▶ 賞与は、令和6年3月1日以降支給分から変更

区分		令和6年2月分まで	令和6年3月分から
		(単位：‰)	
一般保険料率	事業主	64.58	64.58
	被保険者	34.42	34.42
	計	99.00	99.00
調整保険料率	事業主	0.85	<u>0.80</u>
	被保険者	0.45	<u>0.43</u>
	計	1.30	<u>1.23</u>
合計	事業主	65.43	<u>65.38</u>
	被保険者	34.87	<u>34.85</u>
	計	100.30	<u>100.23</u>
介護保険料率	事業主	10.15	10.15
	被保険者	6.77	6.77
	計	16.92	16.92

2.事前点検について

▶事前点検の対象届け出

- ①健康保険の適用が内定等により見込まれる者に係る「被保険者資格取得届」（電子申請は不可）
- ②①と同時に、その者の被扶養者となることが確実に見込まれる者に係る「被扶養者異動届」

＜以下の場合には事前点検の対象外です＞

届け出の種類	対象外の事由
被保険者資格取得届 （適1）	・ 通勤手当等の報酬月額が決定していない
	・ マイナンバーが未記載
	・ 定年再雇用に伴う届け出
被扶養者異動届 （適3）	・ 必要書類が不備・不足
	・ マイナンバーが未記載
	・ 既に資格を有する被保険者の家族の届け出

※任意継続被保険者取得申請書（適14）は対象外です。

3.保険証とマイナンバーカードの一体化について

▶今後の主なスケジュール

- ・令和6年10月頃 全加入者へ「資格情報のお知らせ」を事業所経由で交付
⇒「資格情報のお知らせ」にはマイナンバー下4桁も併せて記載
- ・令和6年12月2日 健康保険証の廃止
⇒廃止以降はマイナ保険証による受診が原則
⇒現在お持ちの保険証は令和7年12月1日まで使用可能
⇒令和6年12月2日以降新規加入者でマイナ保険証がない方には資格確認書を交付
- ・令和7年12月2日以降
⇒マイナ保険証が無い方にも資格確認書を交付（送付時期未定、詳細は別途周知）



マイナ保険証とは・・・
保険証利用登録した
マイナンバーカードのことです

4.マイナ保険証の利用促進について

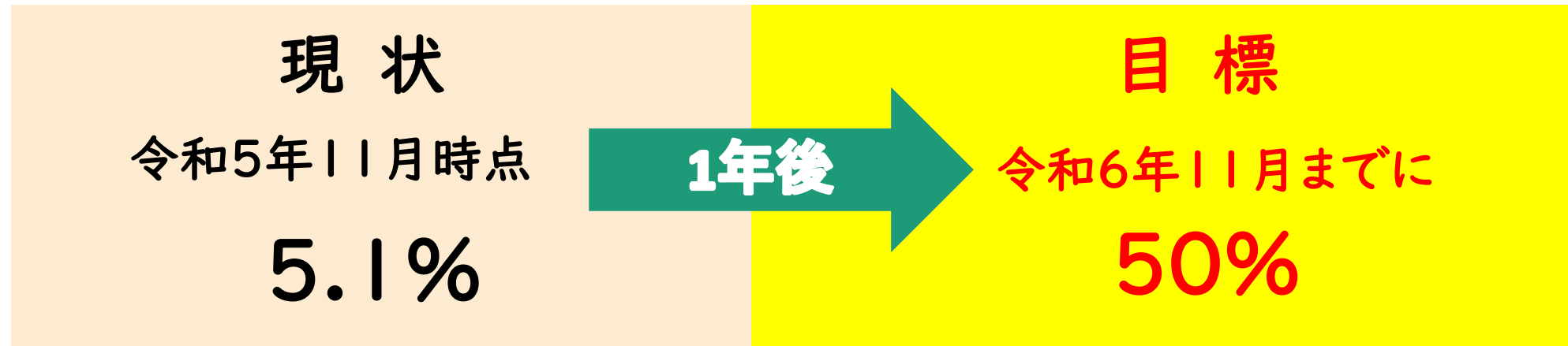
▶マイナ保険証のメリット

⇒初めての病院でも特定健診や薬剤・診療情報が医師などと共有（本人が同意した場合のみ）

⇒限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度に基づく限度額を超える支払いが不要

※限度額適用認定証は、令和6年12月2日をもって廃止

▶当組合のマイナ保険証利用率



5.月額変更届の提出について

▶月額変更届は変更月に速やかに（原則5日以内）提出

〈具体例〉 令和6年4月に昇給し、同4月～同6月の平均額と現在の標準報酬月額に2等級以上の差がある場合

令和6年7月に月額変更届
が必要

⇒

令和6年7月5日までに届け出
をお願いします。

▶月額変更により適用区分が変更になった場合

⇒変更月から高額療養費制度に基づく限度額が異なるため、
速やかな提出が必要です。

6.新様式使用の徹底について

▶法改正の都度、様式を変更

⇒令和5年12月 住民票上の住所情報の把握が義務化

⇒令和6年1月 最高裁判決による被扶養者の認定通知書の変更
〈予定〉

⇒令和6年12月 資格確認書の有無を追加するため、様式を変更予定

▶当組合ホームページの「申請書一覧」に最新の様式を掲載

～当組合からのお願い～

今後も法改正による様式変更が予想されますので
適宜、新様式での届け出をお願いします。

7.適用関連届出における電子申請について

- ▶当組合では資格取得届・資格喪失届・標準報酬月額算定基礎届・標準報酬月額変更届・賞与支払届について、電子申請が可能
- ▶資格取得届・資格喪失届の電子申請実施率は令和6年1月現在約43%
- ▶電子申請の場合、前述のマイナ保険証により、最短で届け出2日後には病院等で受診が可能
- ▶積極的な電子申請の導入をご検討願います。



給付事務

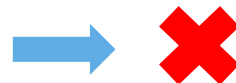
1. 負傷原因の照会について

- 被保険者（本人）や被扶養者（家族）が打撲・骨折などの外傷病名の治療に健康保険を使用した場合に負傷原因を照会します。

▶ 負傷原因の照会は、被保険者の登録住所へ送付

【健康保険が適用できないケース】

工作中または通勤中の負傷



労働者災害補償保険
(以下「労災保険」という) (P3)

交通事故・第三者行為による負傷



加害者または
加害者側の保険会社へ請求 (P9)

1. 負傷原因の照会について

【負傷原因の照会（回答書）に関する注意事項】

- ▶ 負傷日が平日で非出勤日の場合は、回答書に加えて出勤簿（写）の添付が必要
- ▶ 発生状況は詳しく記載が必要

※ 思い当たる負傷原因がなく、日常生活の中で痛みが発症した場合も、その旨を記載してください。

【発生状況の記入例】

×：階段を踏み外し負傷した

○：通勤途中、地下鉄の駅で階段を踏み外し負傷

×：転倒し負傷

○：業務中、トイレに行こうとした際、転倒し負傷

負傷原因の照会（回答書）	
1. 負傷した日時	令和 6年 3月 1日（金曜日）午前・午後 11時 30分頃 ・当日は（出勤日・ <u>非出勤日</u> ）・当日の勤務時間 時 分～ 時 分 *非出勤日が平日の場合は出勤簿の写しを添付してください。
2. 負傷した場所（施設名称・住所などをご記入ください）	札幌市北区北7条西3丁目 札幌駅北口前
3. 負傷した理由（ア、イには被扶養者のパート・アルバイトを含みます）	（ア）仕事中に負傷した （エ）相手行為で負傷した （イ）通勤（出勤・退勤）途中の負傷 （オ）学校（部活動中含）で負傷 （ウ）交通事故 （カ）その他
4. どうして負傷したのか発生状況について詳しく書いてください。	休日に買い物に出かけた際、歩道で滑って転倒し負傷した。
※（ウ）交通事故、（エ）相手行為で負傷の場合は、表面も記入してください。	
5. 医療費自己負担分はどなたが負担していますか（申請中を含む）	（ア） <u>負傷者又は被保険者</u> （ウ）保険会社 （イ）相手（加害者） （エ）日本スポーツ振興センター（学校の負傷） （オ）その他（ ）
6. 受診者の担当業務	営業

2. 労働災害について

- 仕事中や通勤中の病気やケガは、労働災害（業務上災害・通勤災害）といい、健康保険を使用できません。

※交通事故、第三者傷害を含む

- ▶ 労働災害は、労災保険の適用

- ▶ 医療機関を受診する際は、必ず労働災害であることを伝えて受診

令和5年度 （令和6年1月末現在）

労災保険の事案にも関わらず、健康保険を使用した件数 **21件**

- ※ 右の労災保険に関するリーフレットについて、ご要望の場合は
給付課までお申し出ください。

仕事中や通勤中のケガや病気は
健康保険証は使用できません。
労災保険の対象です！

医療機関に労災であることを伝えて、受診してください。

※労働者災害補償保険の略

業務上災害の例	通勤災害の例
・会社や工場等で仕事中に負傷した場合（仕事の準備中・後片付け中も含む） ・出張中に宿泊先へ向かう途中転倒し、負傷した場合 ・昼休みに昼食をとるため移動中に職場施設内で負傷した場合 など	・通勤中に駅の階段を踏み外して転倒し、負傷した場合 ・帰宅中に通勤経路上（いつも通る道）で負傷した場合 ・通勤時に自宅マンション内の階段で転倒し負傷した場合 など

★通勤中とはこのような場合です★

「通勤中」とは、自宅と勤務先の間を合理的な経路と方法で行き来する場合です。合理的な理由もなくいつもと違うルートを通ったり、長時間の買い物をしたりレストランで食事をするなどした場合、それ以降は「通勤中」と認められません。

ただし、日常生活上必要な行為をやむを得ず行う場合（生活必需品の買い物でスーパーやコンビニなどに短時間立ち寄った、病院で受診した、家族の介護に寄ったなど）の後に、合理的な経路に戻った後は、再び「通勤中」とみなされます。

2. 労働災害について

【労働災害の事案にも関わらず、健康保険を使用した事例】

- ▶ パート勤務のため労災保険未加入であると勘違いをした

→ パートやアルバイト等の雇用形態は関係なく、労災保険の権利が生じます。
原則、自己負担ありません。

- ▶ 軽いケガであったため、健康保険を使用した

→ 病気やケガの程度は関係なく、「労働災害」であれば、健康保険を使用することはできません。

※ 職員の負傷が労働災害であるか判断ができない場合は所管の労働基準監督署に確認をお願いします。

2. 労働災害について

【健康保険を使用して受診した場合の労災保険への切り替え手続き】

健康保険を使用して受診した医療機関等に労災保険への切り替えができるかを確認する。



切り替え可能な場合

医療機関等の指示に従って労災申請に必要な書類を提出し、支払済の自己負担額の返金を受ける。



切り替え不可の場合

当組合が支払っている医療費を当組合へ返納する。
※一時的に医療費の全額を自己負担



勤務先を通じて労災申請を行い、医療費の返還を受ける。

2. 労働災害について

【業務上災害とは】

▶ 就業時間中や業務が原因で発生した病気やケガ

例)・業務作業中の負傷（作業の為の準備や後片付けも含む）

・休憩中やトイレに行く途中の職場施設内で転倒等による負傷

・出張中の負傷（宿泊先での負傷も含む。私的行為中の負傷は除く）

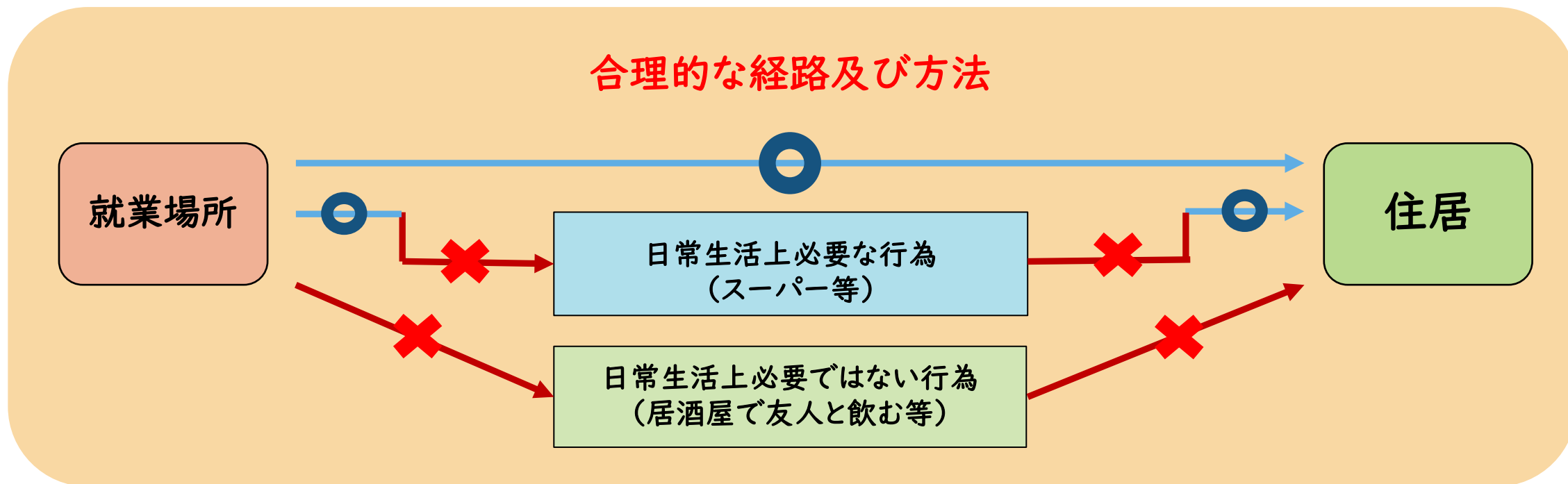
・始業前に勤務先の駐車場の雪かき中に転倒し負傷

2. 労働災害について

【通勤災害とは】

▶ 通勤途中での病気やケガ

通勤途中とは働くために会社と住居の間を「合理的な経路及び方法」で往復することをいい、その間に起きた災害を 通勤災害といいます。



2. 労働災害について

【通勤災害の事例】

- ・出勤時または帰宅時に駅の階段等、公道で転倒し負傷
(マンションの階段や廊下の共有スペースなども該当)
- ・会社の指示で、自宅から勤務先以外の現場へ直行したときの負傷
- ・外勤後、勤務先に戻らずそのまま直接帰宅したときの負傷
- ・昼食をとるため、自宅へ一時帰宅又は勤務先に戻る途中で負傷
- ・帰宅時に日用品を購入し、合理的な通勤経路に戻った後の負傷

3. 交通事故や暴行などの第三者傷害について

- 第三者傷害の場合でも健康保険を使用できますが、その場合は当組合に届け出（次頁参照）が必要です。

※届け出が遅く、既に示談しているケースもありますので、発生後は速やかに届け出をお願いします。

【加害者負担】

- ▶ 交通事故や暴行などの第三者傷害（加害者がいる負傷）による治療費は、自動車保険（自賠責保険・任意保険）や賠償責任保険から支払われるか、加害者が直接負担

【損害賠償請求権の代位取得】

- ▶ 被害者が健康保険を使用した場合は、加害者が負担すべき治療費を当組合が負担しているため、賠償請求権を当組合が代位取得
- ▶ その治療費を自動車保険や賠償責任保険または加害者に請求

注) 業務上・通勤災害での交通事故や第三者傷害は、労災保険の適用となりますので健康保険は使用できません。

3. 交通事故や暴行などの第三者傷害について

【届出書類】

交 通 事 故			その他第三者からの 傷害
人 身 事 故	物 損 事 故	単 独 事 故	
・ 傷害事故届 ・ 第三者行為による傷病届 ・ 交通事故証明書 ・ 事故発生状況報告書	・ 傷害事故届 ・ 第三者行為による傷病届 ・ 交通事故証明書 ・ 事故発生状況報告書 ・ 人身事故証明書入手不能理由書	・ 傷害事故届 ・ 交通事故証明書	・ 傷害事故届 ・ 第三者行為による傷病届

【主な事例】

- ・ 休日に自損事故車両に同乗し負傷
- ・ 他人からの一方的な暴力による負傷
- ・ 他人の飼い犬に突然噛まれた負傷
- ・ 飲食店や仕出し料理等で食中毒になった場合

4.療養費について

- 「療養費」とは、保険医療機関、保険薬局で保険証を提示することで受けられる医療サービスの給付が、やむを得ない理由で受けられない場合において、保険者が療養費の支給基準における審査を行い、現金給付として7割（年齢により8割）を支給します。

【主な療養費の内容】

- ・ 保険証を提示できなかった場合 …… 保険証の不携帯や交付申請中など
- ・ コルセット、インソールなど治療用装具を作製した場合 …… 治療上必要と認めた場合
- ・ 弱視などの病名で小児治療用眼鏡を作製した場合 …… 年齢制限あり
- ・ 他の治療手段がなく、鍼灸・あんま・マッサージの施術を受けた場合 …… 医師の同意が必要

※ 詳しくは、ホームページをご覧ください。

4.療養費について

【申請書類】 ※装具の場合

- ・療養費支給申請書（様式給5）
- ・治療用装具製作指示装着証明書（原本）
- ・装具の領収書（原本）
- ・装具作製確認書（様式給5-1）
- ・当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）

【審査方法】

- ▶ 申請書類により、ケガや病気にかかる治療に必要な装具であることを確認
- ▶ 判断が難しい場合は、医師や義肢装具士への照会を実施

4.療養費について

令和5年度（令和6年1月末現在）

【装具】 照会件数 37 件

不支給件数 20 件

【療養費の審査で、認められない主な事例（治療用装具の場合）】

▶ 義肢装具士の立ち会いが無い場合

➡ 医療機関で、既製品などを即日装着し、義肢装具士による確認が無い場合など

▶ スポーツ用に作製した装具

➡ ケガや病気の治療ではなく、スポーツ時に着用する場合（インソールなど）

▶ 再発や予防のために作製した場合

➡ 既に、治癒したケガや病気に対する再発や予防を目的とした場合

4.療養費について

【不支給となる事例】

【装具作製確認書】

1. 下記質問について該当する番号等を○で囲み、その他の場合は記述にてお答えください。

2. 必要に応じて主治医や装具作成業者に診療内容等の照会を行います。
下記の「同意」に関する記載を確認のうえ、署名をお願いします。

3. いずれかの方法で装具の写真を提出願います。(詳しくは、給5裏面参照)
①写真台紙に貼付し、確認書と一緒に提出 ②メールで送信(送信先:kyuuhu@hokunoukenpo.or.jp)

4. 給付金支払い決定については、本書及び別途行う主治医への照会などを基に総合的に判断することから、給付金支払い決定までに時間を要する場合がございますのでご了承ください。

記号・番号	被保険者名	受診者名
本疾病に對し初めて受診した日		
装具を作製することが決まった日		
装具を装着した日(納品日)		
H・R	年 月 日	H・R 年 月 日
問1 装具を作製するきっかけを教えてください。(例)継続的に受診治療し、装具を作製することになった。装具業者の勧め、知人の紹介等		
問2 靴・インソールを購入した場合のみ回答 ⇒ 装具作製において一番最初にいったところはどこですか?		
(1)靴店 (2)装具業者 (3)医療機関 (4)その他()		
問3 装具は今回初めて作製されましたか		
(1)以前も作製したことがある(①～③へ) (2)初めて作製した(問4へ)		
①以前はいつ作製されましたか ②以前作製した装具はどうされましたか		
H・R 年 月 頃	(1)現在も使用している (2)装具業者へ返却した(H・R 年 月 頃)	
(3)破棄した(H・R 年 月 頃)		
③今回作製した装具はどちらに該当しますか		
(1)改めて作製した (2)以前作製した装具を修理した		
問4 障害者手帳をお持ちですか(障害者総合支援法による障害者手帳の取得が前提となる。障害者手帳の取得状況を記入してください)		
(1)持っている(一手帳のコピーを添付) ⇒ ①装具申請を行わなかった理由		
(2)持っていない ()		
問5 主治医からどのような目的の装具だと説明を受けましたか(複数回答可)		
(1)患部の支持・矯正・固定・免荷 (2)痛みや症状の緩和(疼痛) (3)リハビリに必要		
(4)再発防止・予防 (5)日常生活の補装具 (6)説明を受けていない		
(7)スポーツ用		
(8)その他(具体的に) []		
問6 作製した装具はどのような指示・意思で決めましたか		
(1)主治医の指示で決めた (2)自分で決め、医師に作製依頼した (3)主治医に提案され、自分で決めた		
(4)装具業者に勧められて自分で決めた (5)装具業者に言われるとおりに決めた (6)自分で決め、装具業者に依頼した		
(7)その他 [具体的に:]		
問7 作製した装具のサイズ合わせは、どのように行いましたか		
(1)採型をした(オーダーメイドするために型を取った)…AかBに○		
A 患部やその周囲にギプスを巻き、石膏で「型」を取った ⇒ ①どこで型を取りましたか? 病院内/他()		
B 足型版を踏み込み「型」を取った ⇒ ②何回型を取りましたか? (回)		
③誰が型を取りましたか? 医師/看護師/装具業者		
(2)採寸をした(装具を身体に合わせてオーダーメイドするため、患部やその周囲の各所をメジャーで細かく測った) ⇒ ①誰が測定しましたか 医師/看護師/装具業者		
(3)既製品(完成品)装具を購入 ⇒ サイズの選択方法は? ①メジャー又は目視⇒測定者は? 医師/看護師/装具業者		
②試着 ③何もなかった ④その他()		
(4)何も行わなかった (5)その他 []		
問8 装具の装着状況について教えてください。		
●装具の作製・装着・支払までの間に義肢装具士は立ち会いましたか?		
(1)立ち会った(いつ:) (2)立ち会わなかった (3)その他[]		
●どこで受け取りました? (1)医療機関 (2)装具店 (3)その他[]		
●どこで代金を支払いましたか? (1)医療機関に支払依頼 (2)装具店に現金 (4)その他[]		
問9 装具装着後の療養にあたって、医師からはどのような指示や注意を受けていますか		
(1)自宅安静 (2)運動(スポーツ)を控えるように指示された		
(3)運動(スポーツ)をする際に装具装着するように指示された (4)特に指示はされていない		
(5)その他 []		

問5
主治医からどのような目的の装具だと説明を受けましたか。

▶ 日常生活の利便性や再発予防、スポーツを目的とした装具については療養費支給対象外

問8
装具の装着状況について教えてください。

◎装具の作製・装着・支払までの間に義肢装具士は立ち会いましたか。

▶ 患者への装着確認は、当該患者・保険医・義肢装具士の立ち会いのもと実施しなければならない(厚労省通知)ことから、立ち会いがない場合は療養費支給対象外

5. 医療費のお知らせについて

【医療費のお知らせ（紙面）】

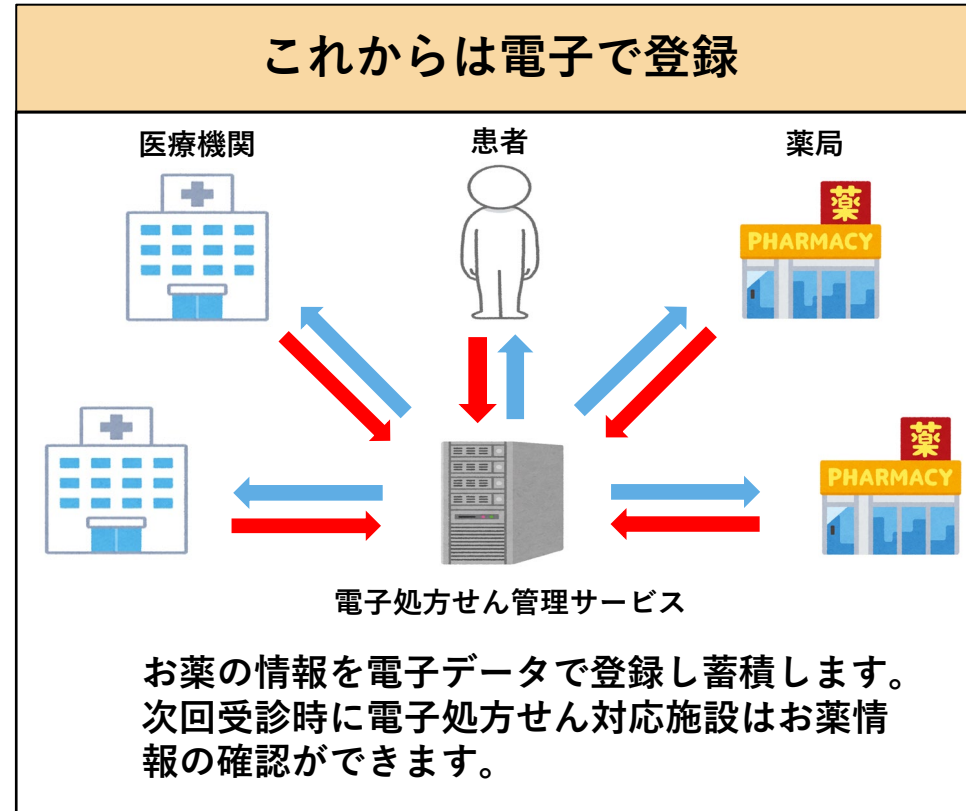
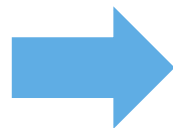
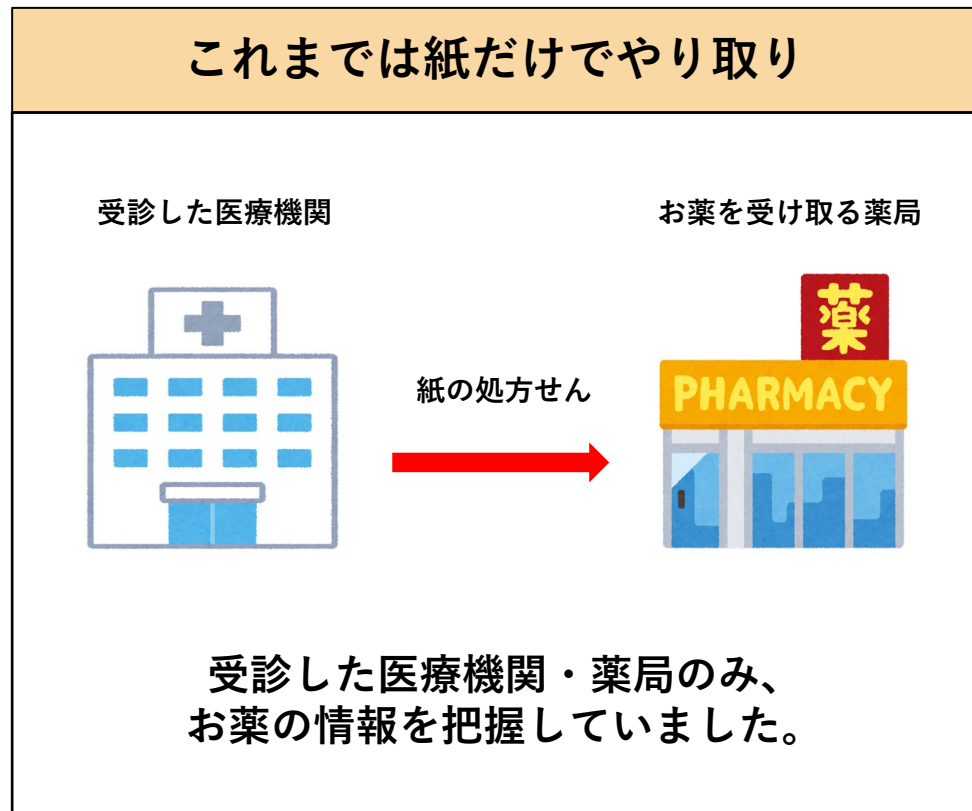
- ▶ 医療費のお知らせにつきましては、健康増進支援サービス「PepUp」で情報提供をしています。
- ▶ 「PepUp」で確認できない等、特段の事情により紙面による交付を希望される場合は、申請が必要（令和5年12月25日付セキユアエクスプレスにて配信）
- ▶ 「PepUp」の登録方法は、保健事業の資料でご確認ください。
※登録した日の翌日から医療費のお知らせを確認することができます。
- ▶ マイナポータルでも医療費情報については確認が可能

6. 電子処方せんについて

【電子処方せんとは】

▶これまで紙で発行していた処方せんを電子化することで、医療機関・薬局が、患者のお薬情報を電子データでやり取りできるようにする仕組み

※医師・歯科医師・薬剤師が患者のお薬情報を参照することに対して同意が必要です。



6. 電子処方せんについて

【電子処方せんのメリット】

▶他の医療機関・薬局にもお薬の情報を共有できる

→ 他で処方されたお薬と飲み合わせの悪い処方を防ぐことができる

→ 効能が同じお薬のもらいすぎを防ぎ、お薬の費用を抑えられる

▶お薬の情報をリアルタイムに自分で確認することができる

→ スマートフォンやPCから、マイナポータル(※)で直近から過去3年分のお薬情報を確認することができる

※マイナポータルはマイナンバーカードがなければ確認できません。

▶今まで以上に薬を受け取りやすくなる

→ 処方せんの紙を薬局に提出する必要がなくなる

→ 処方せんを紛失したり、調剤時に忘れる心配がなくなる

保 健 事 業 事 務

1. 各種健（検）診負担内訳等について

●令和6年4月1日実施分より、各種健（検）診料金及び負担内訳等が一部変更

※各負担額等については別添の「令和6年度保健事業概要（裏面）」をご確認ください

●道内主要契約健診機関別実施健（検）診種目

健診機関名	種目	基本健診				オプション検診									
		巡ド	回ド	人ド	間ド	生活習慣検	子宮がん検	乳がん検	前立腺検	肺がん検	骨粗鬆症検	肝炎ウイルス検査	人間ドック	血圧脈波	波
旭 帯 札 遠 網 厚 生 病 院 知 鷗 沼 美 苫 摩 常	川	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○	
	広	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○	
	幌	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○	
	軽	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	
	走	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	○※1	○	
	安	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○	
	川		○	○	○				○	○	○	○	※2		
	田		○	○	○				○	○	○	○	※3		
	深		○	○	○				○	○	○	○	※3	○	
	前		○	○	○				○	○	○	○	※3		
函館中央病院 みなみ病院	周		○	○	○				○	○	○	○	○	○	
	呂		○	○	○				○	○	○	○	※1,4	○	
			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			○						○	○	○	○	※5	○	

道内では契約健診機関のみが補助の対象

※1は桂ヶ丘クリニックで人間ドック後6ヵ月以内に受検
 ※2は札幌厚生病院で人間ドック後6ヵ月以内に受検
 ※3は旭川厚生病院で人間ドック後6ヵ月以内に受検
 ※4は網走厚生病院で人間ドック後6ヵ月以内に受検
 ※5は釧路孝仁会記念病院で人間ドック後6ヵ月以内に受検

◎は巡回ドックでも受検可能

2. 定期健康診断の実施について

定期健康診断は**1年以内に1回**実施することが義務

●関係法令

労働安全衛生法第66条（健康診断）

⇒事業者は労働者に対して医師による
健康診断の実施義務

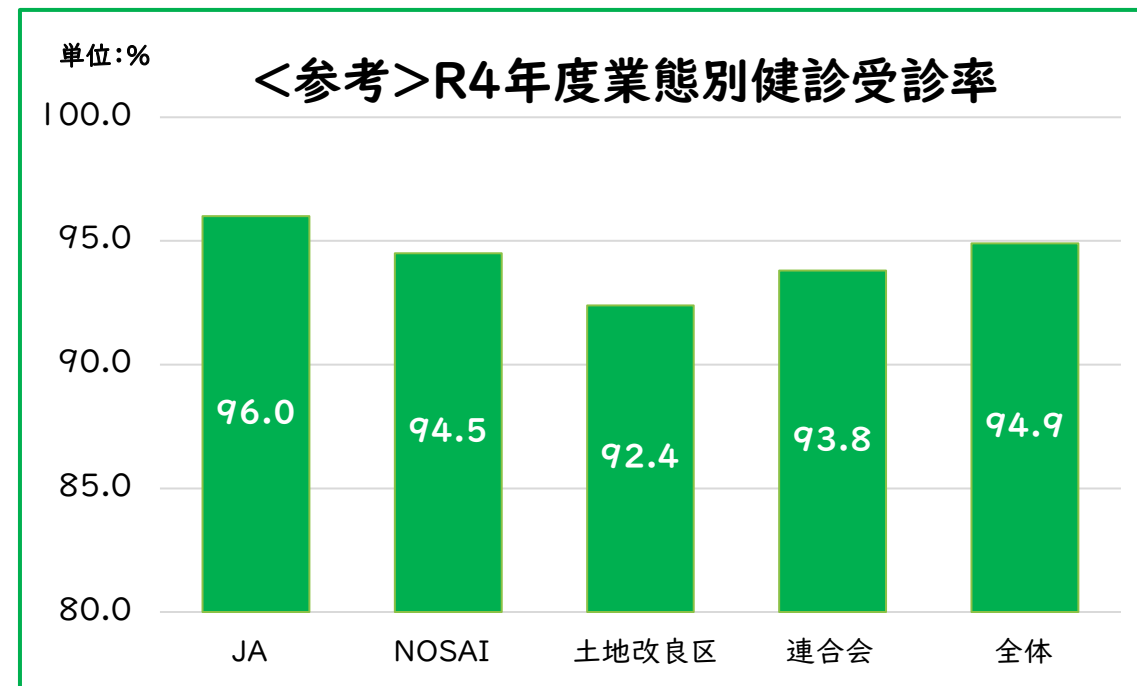
労働安全衛生規則第44条（定期健康診断）

⇒事業者は労働者に対して、**1年以内に**
1回健康診断の実施義務

●特に新規採用職員の健診未受診が非常に多い

雇入時健康診断実施後、**1年以内に必ず定期健康診断を実施してください**

※未受診者対策として、北農健保から送付している未受診者名簿（2月送付）及び健診者台帳（8月送付）をご活用ください



2. 定期健康診断の実施について

- 契約健診機関（各厚生病院・労働保健管理協会）以外で健診を受けた場合や人間ドック・巡回ドック・生活習慣健診を補助外で受けた場合については、健診結果票の提出が必要
なお、40歳以上の被保険者は「標準的な質問票」を添付

【データ連携契約健診機関】

健診種別 \ 健診機関	JA北海道厚生連 各厚生病院	函館中央病院	太平洋記念 みなみ病院	北海道労働 保健管理協会	その他 健診機関
人 間 ド ッ ク	○	○	○	×	×
巡 回 ド ッ ク	○	×	×	×	×
生 活 習 慣 健 診	○	×	×	○	×
定 期 健 康 診 断	○	×	×	○	×

※○となっている機関でも補助外で受けた場合は報告が必要（定期健康診断除く）

令和4年1月以降、保険者に対してすべての労働者に係る健診結果の提供が義務化
提出は漏れのないようお願いいたします

3. 定期健康診断後の事後措置について

事業主は、健康診断の実施だけではなく、結果に基づいた**適切な事後措置が必要**

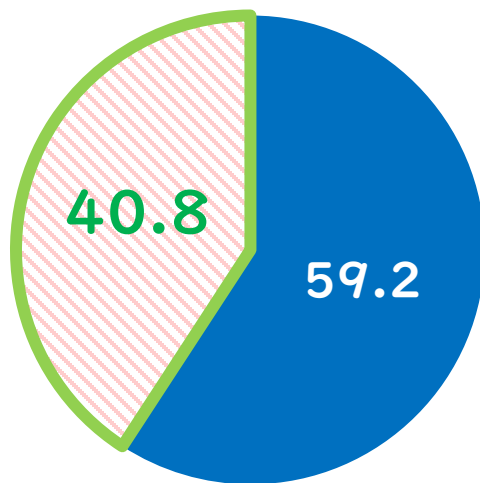
●精密検査等が必要な職員に対しては医療機関に受診させることが必要

精密検査等の「放置」は健診の意義そのものがなくなるほか、職場にとっての大きな「**リスク**」

約40%も放置

主要健診における精密検査等受診率(R3年度)

単位:%



■ 受診 ■ 未受診

健診後の事後措置に対する支援

健診結果
通知書の送付

・ 人間ドック・巡回ドック受診後に、所見を記載した健診結果通知書を事業主に送付（受診の2ヵ月後）

生活習慣病の
重症化予防

・ 生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症）の重症化予防のため、血圧・血糖・血中脂質で精密検査等が必要な場合は、受診から概ね2ヵ月後に事業主と対象者に受診奨励文書を送付

精密検査等
受診奨励

・ 健診受診から概ね7ヵ月後に、精密検査等未受診者を記載した名簿を事業主に送付（受診奨励に活用）

4. 歯科健診について

北農健保では、むし歯や歯周病の早期発見を目的に、道内契約歯科診療所で歯科健診を無料で受けられる体制を整備

補助 対象者	被保険者及び被扶養者 ※学校保健安全法による 受診者（児童・生徒等）は除く
自己 負担	無料 ※年度内（4～3月）1回限り
健診 内容	口腔内のチェックやブラッシングなどの 保健指導
健診 機関	北海道内約1,800カ所の契約歯科診療所 ※北農健保ホームページで確認できます

受診までの3STEP

①申し込み

事業所担当者を通じて、北農健保に「**歯科健康診査**」を申し込む



②予約

北農健保ホームページから契約歯科診療所を確認し、**予約**する



※上のQRコードを読み取ると、受診可能な歯科診療所を確認できます。

③受診

健診後、治療に移行された場合は、自己負担が発生します。



5. 带状疱疹ワクチン接種補助の実施について(試行)

80歳までに約3人に1人が発症されている**带状疱疹**の予防及び重症化予防を目的に、
ワクチン接種費用に対する補助を実施

※令和6年度のための調査研究事業として実施するため令和7年度以降は未定

補助対象者 補助要件	当該年度65歳以上の被保険者・被扶養者 ※被保険者は資格取得から1ヵ年経過後、被扶養者はその条件を満たした被保険者の被扶養者として認定を受けていること。ただし、補助は、北農健保加入期間内に つき1人1回限りです。また、自治体等より予防接種の補助を受けられる場合は、補 助対象外となります。	ワクチン の 種 類	生ワクチン(ビゲン)または不活性ワクチン(シングリックス)
接 種 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	接種実施機関	個人が希望する接種実施機関で接種
申 請 期 間	令和6年4月1日～令和7年6月30日(当組合必着)	請 求 方 法	事業所が接種者からの申請書を月単位で取り纏め、毎月 15日までに北農健保へ一括請求
補 助 金 額	5,000円(税込) ※接種費用が補助金額を下回る場合は実費を支給します。	支 給 方 法	請求のあった月の翌月15日(休日の場合は前営業日)に 事業所へ一括支給

詳細は、令和6年3月15日付でセキュアエクスプレス配信にてご案内

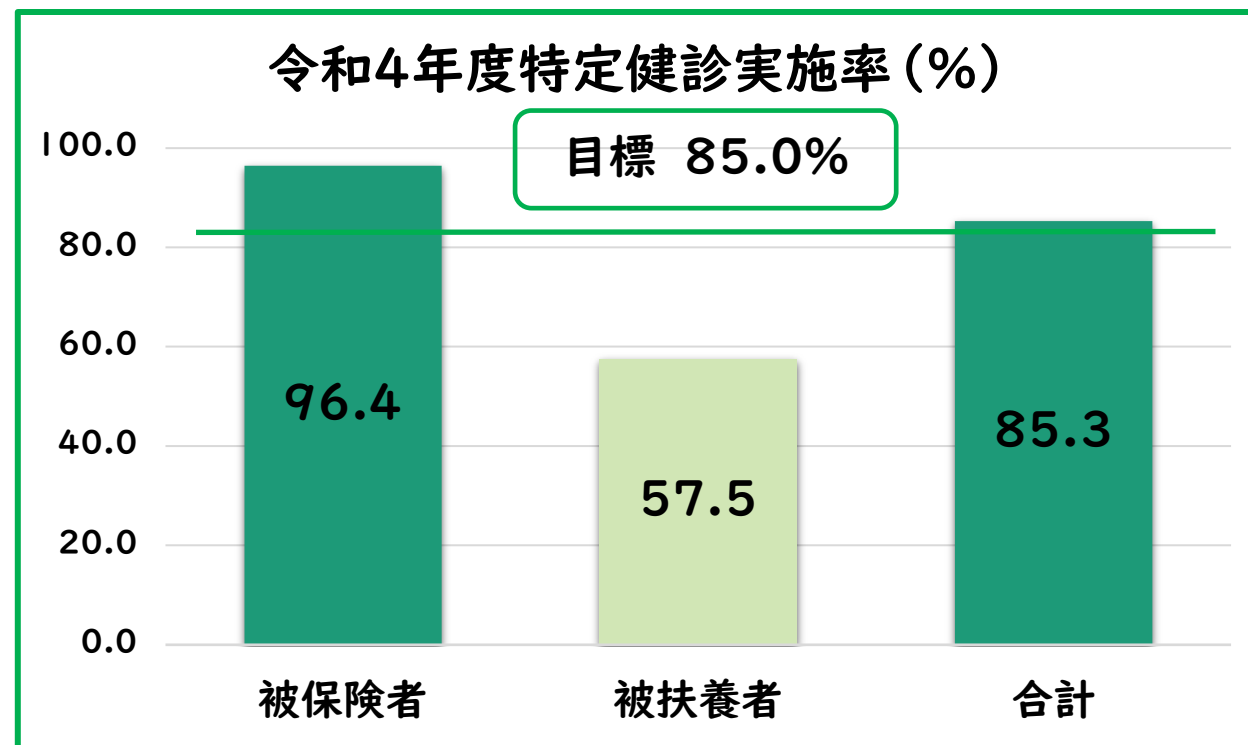
6. 特定健診等の実施率向上について

特定健診・特定保健指導

40歳以上の加入者を対象とした特定健診・特定保健指導について、健保組合等にそれぞれの実施率目標が定められ、法律で実施が義務

<特定健診>

- 特定健診の実施率は令和4年度**85.3%**と国が示す目標値85%を達成
- 健診実施義務がある被保険者の実施率が100%を満たしていない
- 受診機会がない被扶養者の実施率が57.5%と低迷



6. 特定健診等の実施率向上について

(1) 被保険者の実施率向上に向けた取り組み

40歳以上の被保険者（特定健診対象者）で健診の未確認者がいる事業所を対象に健診受診状況の確認を実施（令和6年9月に案内予定）

(2) 被扶養者の実施率向上に向けた取り組み

ア. 特定健診受診券の送付



事業主宛にも対象者名簿、
受診奨励用文書を送付します
ので、受診奨励へのご協
力をお願いします！

●「受診案内」と「**受診券**」を対象者の自宅宛に送付（令和6年6月下旬）

イ. パート先等の定期健康診断結果の提出依頼

●対象者がパート先等で定期健康診断を受け「**健診結果票**」と「**標準的な質問票**」を北農健保に提出した場合は**QUOカードPay2,000円分を進呈**



※ただし、年度1回限り、同一年度に北農健保より巡回・人間ドック、特定健診に対する補助を受けた場合は対象外

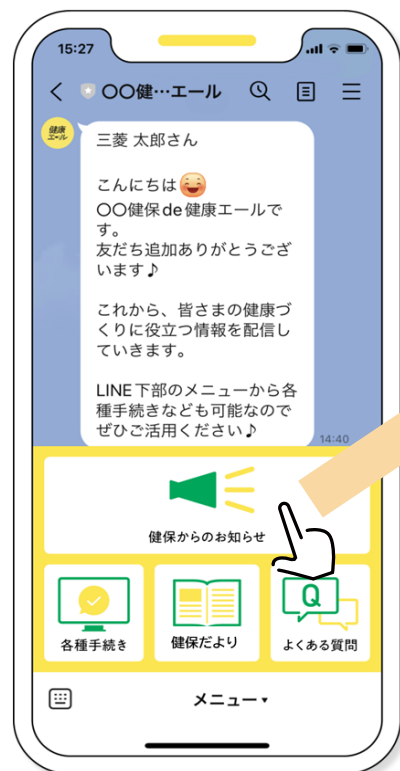
ウ. LINEを活用した受診奨励の実施

●北農健保のLINE公式アカウントを開設し受診奨励を実施予定（概要10ページ）

6. 特定健診等の実施率向上について

LINE公式アカウントの開設（イメージ）

LINE公式アカウント 北農けんぽde健康エール



<健診申込メニュー>

Step1	Step2	Step3
健診が受けれる医療機関を調べる	医療機関に電話で健診予約申込する	予約日時に健診を受ける
下記より検索▼ 健康保険組合名：北海道農業団体 保険者番号：06010391 契約タイプ：A / Bどちらでも可 医療機関検索システム 医療機関検索マップ（地図）	下記お伝えください▼ ①当組合の加入者であること ②特定健診の予約であること	下記を忘れずに▼ ①受診券 ②検体容器等 ③健康保険証 ④自己負担金（窓口支払が発生する時） 受診券の再発行申請はこちら

<各種手続き>

保険証を紛失したとき 詳細はこちら	家族の加入について 詳細はこちら	立替え払いをしたとき 詳細はこちら
---	--	---

6. 特定健診等の実施率向上について

<特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）>

- 北農健保の特定保健指導実施率は、事業所と連携した該当者への実施奨励により年々増加傾向にあり、令和4年度は**33.2%**と国が示す目標値30%を達成

(1) 支援方法

※初回支援は対面もしくは遠隔による20分以上の面談を実施します
業務時間内に実施する場合がありますので、ご配慮をお願いします

- ア. 特定保健指導実施機関での人間ドック及び一部の巡回ドック
- イ. 北農健保の保健師等
- ウ. SOMPOヘルスサポート、メドケア、健康増進支援サービス「PepUp」
- エ. 「リンケージ」・「RIZAP」・「NTTPARAVITA」の新プログラムを導入

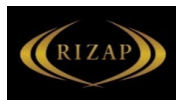
(2) 案内方法

- 道内契約健診機関で未実施の場合は、健診の約2ヵ月後に実施奨励文書を送付
※事業所宛にも対象者名簿を送付しますので、取り纏めのうえご返送願います

特定保健指導の該当になった方には、必ず受けていただきますよう周知と指導のご協力をお願いします

6. 特定健診等の実施率向上について

RIZAP「特定保健指導プログラム」



専用アプリに食事や運動の取り組みを記録するだけで、生活習慣が見える化できる。



専用アプリ

chocoZAPサービスが使用可能なほか、chocoZAPアプリの運動動画が見放題!



ちょいトレ



オンライン面談

保健師等が専属トレーナーとなり、3ヵ月間個別アドバイスが受けられる。

お得な特典付き



NTTPARAVITA「ねむりの応援団」



彩り鮮やかな日常を

保健師等と初回面談をオンラインで実施し、3ヵ月後の目標を立てる



毎日、睡眠センサーを敷いて『寝る』だけ!



専門家から個人に合った睡眠アドバイスを受けられる!



対象者に直接ご案内予定

7. 健康チェックについて

事業所担当者の事務負担軽減及び回答の利便性向上を目的に、以下のとおり変更

(1) 様式の変更

- 封筒及び調査票、結果票の**様式の大きさを変更**。
※封筒は長形3号、調査票及び結果表はA4版両面印刷となります

(2) 回答方法の追加

- 従前の紙媒体での回答に加え、**Web上での回答も可能**
※紙面またはWebのどちらかで回答願います
※**回答締切日以降**に、Web上で回答した方につきまして
ては、結果票の送付が遅れますのでご了承ください

健康チェック調査票に印刷された
QRコードを読み取り回答

健康チェック調査票に印刷されたQRコードを読み取り回答

こちらのQRコードを読み取るとWeb上での回答が可能です。調査用紙がWebのどちらかでご回答ください。

QR

※当ではまる番号に○をつけ、()内に数字をご記入ください。
① 無回答の項目があると、結果が正しく出ないことがありますので全項目にご回答ください。

生活状況チェック							
1 仕事の内容	1 事務	2 店舗	3 工場	4 スタンド	5 運転・オペレーター	6 役員	
	7 製造・販売	8 医師	9 看護職	10 他、おのり医療従事者	11 その他		
2 身長・体重	身長()cm	1 痩せたい	マイナス()kg	2 ちょうど良い			
	体重()kg	3 太りたい	プラス()kg				
3 たばこ	1 禁煙の意思がある	2 禁煙の意思はない		11 喫煙年数 ()年			
	3 吸わない(禁煙している)			12 喫煙本数 ()本/日			
4 職場の分煙対策	1 十分である	2 不十分である					
5 平均睡眠時間	1 7~8時間	2 7時間未満	3 8時間を超える				
6 これから気をつけたいこと	1 食事	2 アルコール	3 運動	4 睡眠	5 ストレス		
	※複数回答可						
7 健康相談	1 希望する	2 希望しない	相談内容	1 病気	2 食事	3 運動	
	※相談内容は複数回答可					4 ストレス	5 その他

8. 職場研修会への支援について

北農健保職員の派遣

- 事業所が被保険者を対象に企画開催する健康管理に関する研修会の講師として、北農健保の保健師等を派遣（運動やメンタルヘルス等希望するテーマに合わせて実施）

※費用は**無料**。Zoomでの対応も可能

<職場研修会のメニュー例>

生活習慣病と予防

- ・生活習慣病と改善について
- ・食事バランスと飲酒について
- ・運動の必要性（体力測定含む）

分煙対策

- ・たばこと健康障害
- ・禁煙のすすめ
- ・職場の分煙対策について

こころの健康

- ・メンタルヘルスの基本的知識
- ・傾聴等コミュニケーション演習
- ・管理者としてのメンタルヘルス

その他

- ・歯の健康
- ・作業環境や作業姿勢等の改善
- ・女性特有の健康課題

動画配信

- ・食生活（体内時計と食事）
- ・メンタルヘルス（基礎知識、セルフケア等）
- ・メンタルヘルスと睡眠
- ・歯の健康
- ・新入職員の健康管理

ご希望の場合は**保健指導課**までお問い合わせください

9. 階層別研修会について

【令和6年度開催予定】

研修会名	日程	対象者	内容等
健康管理担当者 研修会	6月14日(金)	健 康 管 理 担 当 者	全般的な健保事務に関する説明
女性の健康課題に 関するセミナー	7月19日(金)	経 営 者 層 ・ 管 理 職 ・ 女 性 職 員	女性特有の健康課題や母性保護に 対する正しい理解
管理者研修会	9月13日(金)	経 営 者 層 ・ 管 理 職	事業所健康管理体制の正しい理解 と活性化
メンタルヘルス 研修会	10月11日(金)	経 営 者 層 ・ 管 理 職 ・ 健 康 管 理 担 当 者	「心の健康」に対しての正しい理解と 適切な対応方法
役職員退職準備 セミナー	2月14日(金)	退 職 を 控 え た 役 職 員 ・ 家 族	退職後の健康管理や健康保険、マネー プランに関する解説

※日程は変更となる場合があります

※各研修会は全てZoomウェビナーを利用したWEB開催とし、参加人数に上限なし

※各研修会は午後半日の開催を予定。詳細については開催日の約1ヵ月前にご案内

10. 健康経営の推進について

職員の健康を「経営資源」と捉え、その保持増進に積極的に取り組む「**健康経営**」を推進し、職場における健康づくりの取り組みを支援するために事業所との連携を強化

(1) 健康経営取組状況調査の実施について

- 加入事業所の健康管理活動の取り組み状況を把握し、健康づくりの更なる支援強化を図ることを目的に健康企業宣言登録事業所に対して、標記調査を実施（令和6年5月に案内予定）
- 健康経営に対する意識高揚を図ることを目的に、職員に対して良好な健康づくり活動を行っている事業所を表彰する「**健康優良事業所表彰**」を実施



令和5年度表彰事業所

JA道東あさひ

JAたいせつ

(2) 「健康経営優良法人」について

- 優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度
- 健康経営を社内だけの取り組みとせず、その実施が「見える化」され、社会的評価を受けられる



申請・認定される企業は年々増加
北農健保加入事業所からは、令和5年度14法人が認定（予定）



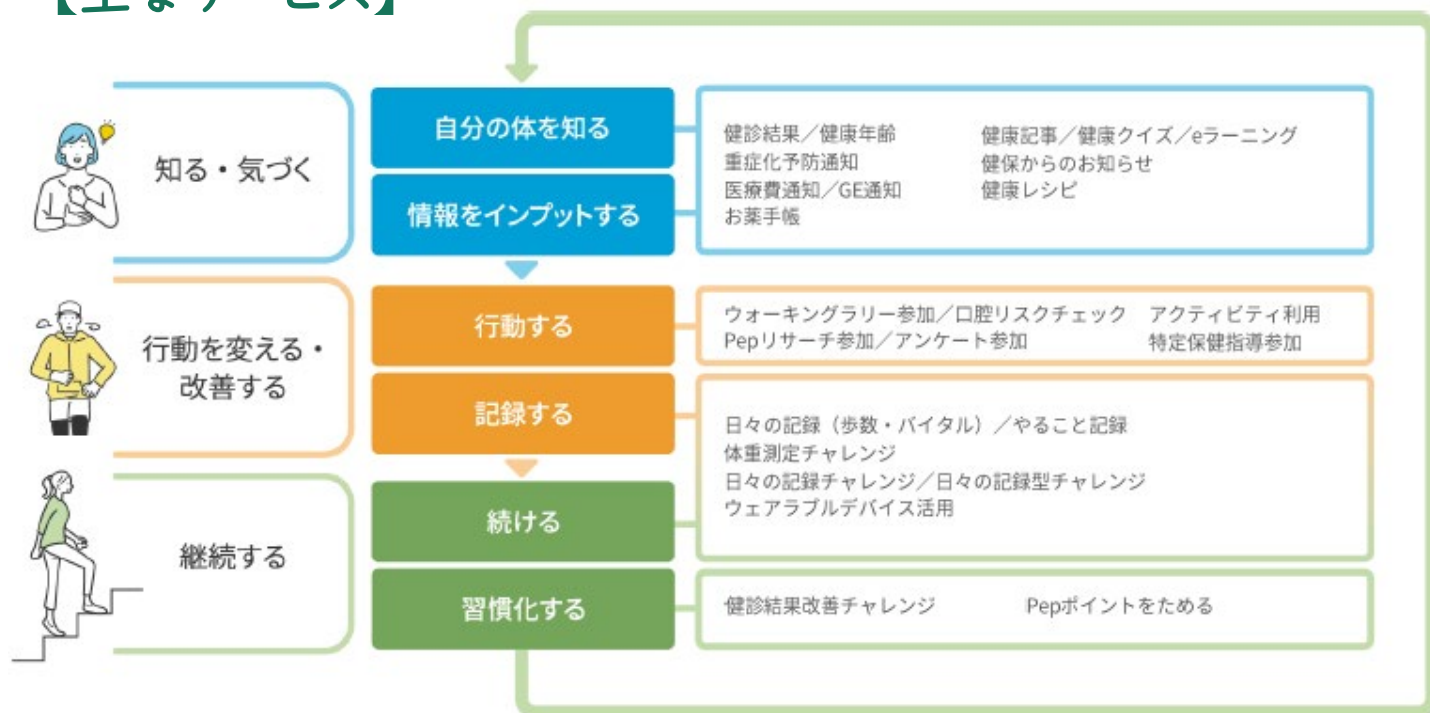
11. 健康増進支援サービスについて

「あなたの手もとに健康のチカラを」

PepUp.

健康状態を「見える化」し、生活習慣の見直しや健康意識向上など自身の健康活動をサポートするツール

【主なサービス】



歩いて貯まる

読んで貯まる

健康になると貯まる

ポイントは好きな商品に交換!

amazon gift card

R POINT

年間約 4,500 Pepポイント たまる!

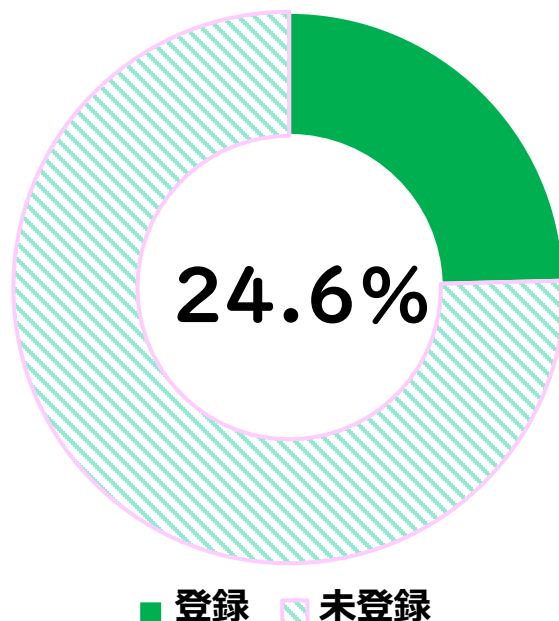
※掲載されている商品名およびロゴは、本社の商標または登録商標です。
※本サービスは株式会社JMDOCによる提供・運営です。

11. 健康増進支援サービスについて

「あなたの手もとに健康のチカラを」

PepUp.

登録率（R6.2月末時点）



- 新規加入者については、加入月からおよそ2ヵ月後に案内
- 「本人確認用コード」を紛失した場合はいつでも再発行が可能（様式はホームページに掲載）
- 未登録者全員に対して再通知も可能
※健康推進課までご連絡ください

<再通知文書イメージ>



<登録方法>

1 メールアドレスとパスワードの登録

2 メールアドレスとパスワードの登録確認

3 本人確認コードと生年月日での二重確認

11. 健康増進支援サービスについて

「あなたの手もとに健康のチカラを」

PepUp.

【令和6年度 健康イベントスケジュール】

新たに健診結果改善チャレンジを開催

健診結果でBMIがA判定（適正）でポイントGET!



最大付与ポイント
合計3,124P

+

初回登録ポイント
1,500P

=

年間約 **4,500P** たまる!

